

<医事ハンドブック変更点>

変更前

4-2 ボクシング競技に不適格な状態

4-2-1 絶対的欠格事項

- てんかん

↓

変更後

- てんかん

・ 投薬治療中は競技禁止。投薬治療していない選手は、専門医の許可（診断書）があれば競技が可能である（下記4-2-3参照）。

変更前

4-2-3 ボクシング競技をするにあたって、専門医の許可（診断書）を必要とするもの以下の疾患については、専門医の許可（診断書）があれば「要注意」にて競技が可能

- 視力矯正手術（レーシック）術後
- 生理機能に影響する埋め込み装置（ペースメーカー・植え込み型除細動器・人工内耳等）の使用
- 致死性不整脈を惹起する可能性のある心疾患
- ブルガダ症候群
- QT延長症候群

↓

変更後

4-2-3 ボクシング競技をするにあたって、専門医の許可（診断書）を必要とするもの以下の疾患については、専門医の許可（診断書）があれば競技が可能である。ただし、競技会ではその旨を医事担当者、審判員等で情報共有する。

- 視力矯正手術（レーシック）術後
- 生理機能に影響する埋め込み装置（ペースメーカー・植え込み型除細動器・人工内耳等）の使用
- 致死性不整脈を惹起する可能性のある心疾患
- ブルガダ症候群
- QT延長症候群
- 投薬治療していないてんかん

変更前

3-3-1 ニュートラルコーナーでの選手の評価

- 競技中はいかなる理由があっても、リングサイドドクターはすべての外傷の処置をすることを禁じられている。処置が必要な場合は、競技終了をもって直ちに行う。

↓

変更後

- 競技中は、リングサイドドクターは基本的に外傷の処置を禁ずる。処置が必要な場合は、競技終了をもって行う。ただし、カット、鼻出血に関しては1分以内の観察・処置を行い、競技継続可能か否か判断する。
- アドレナリンによる止血処置について
原則として、全国大会に準ずる大会で、必要な場合に日本連盟へ申請し、審議の上使用を許可する。申請をあげるかどうかは、主催する運営委員会と担当医事委員会で事前に検討する。濃度は0.01~0.1%とする。